

検討会の趣旨等について

平成 18 年 8 月

環境省水・大気環境局
農薬環境管理室

1. 検討会の趣旨

市街地における農薬散布に伴う環境リスクの低減を図るため、環境省では、平成17年度に農薬飛散リスク評価手法等確立調査を開始し、平成17年度には自治体での防除実態把握のためのアンケート調査等を実施したところである。

平成18年度からは、17年度に把握した防除実態を踏まえ、モデル的に公園等でのモニタリング調査を実施し、暴露実態を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行うため、請負先で農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会を開催することとし、学識経験者等による検討を行うこととする。

2. 事業成果のイメージ

(1) リスク評価については、公園等の市街地での使用実績が多い農薬や航空防除農薬環境影響評価検討会報告書（平成9年12月；環境庁水質保全局）で設定した気中濃度評価値（10農薬）を中心としてモデル的に評価値の設定（見直し）を行う。

(2) リスク管理手法の開発については、公園等の管理者向けの病害虫・雑草管理マニュアルを策定する（樹木等の病害虫防除の基本的な考え方及び農薬の暴露実態を踏まえ、市街地において農薬を使用する場合の留意事項等をデータを示しつつマニュアルとして取りまとめる）。

※事業実施期間：平成21年度まで

※19年度までの成果を踏まえ病害虫・雑草管理マニュアル（暫定版）の作成を目指す。

3. 平成18年度事業計画

(1) 検討会の開催

モニタリング調査の適切な実施及びリスク評価・管理手法の検討を行うため、検討会を開催する。

※平成19年度以降は、必要に応じて毒性評価のための専門委員会の開催を検討。

(2) モニタリング調査の実施

自治体等の協力を得て、公園等で実際に行われる農薬散布の際の暴露実態の把握を目的としたモニタリング調査を実施する。

4. 平成18年度のスケジュール

8月11日：第1回検討会の開催（モニタリング調査計画等について）

11～12月：第2回検討会の開催（モニタリング調査結果等について）

2～3月：第3回検討会の開催（次年度調査の進め方等について）

(参考)

(新) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査 20百万円(0百万円)

水環境部土壤環境課農薬環境管理室

1. 事業の概要

これまで農作物や水に残留した農薬が人の健康に悪影響を及ぼさないようにするためのリスク管理措置を重点的に講じてきたところ。

しかしながら、農薬は街路樹や公園の花木類の管理のために市街地においても使用されるとともに、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しており、飛散した農薬を第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が吸入した場合、悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、以下の調査等を実施し、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する。

(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発。

(2) 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施。

(3) 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置。

2. 事業計画

区分	H17	H18	H19	H20	H21
(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査					
(2) 飛散農薬モニタリング等調査					
(3) 検討会の設置					

3. 施策の効果

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法を開発し、当該リスクの評価・管理措置を充実することにより、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止することができる。